

1 解体工事業の登録について

(1) 登録を必要とする者

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「法」という。)の施行により、平成13年5月30日から、解体工事業を営もうとする者は、元請・下請の別にかかわらず、解体工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録が必要となりました。

ただし、建設業法の「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」の許可を受けている者は解体工事業の登録の必要はありません。また、平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる者は、解体工事業の登録に関して令和元年5月31日まで経過措置が適用されます。詳細についてはお問い合わせください。

(建設業法に関するお問い合わせは、県土整備部建設・不動産課 043-223-3108)

- 元請・下請の別にかかわらず、都道府県知事の登録が必要です。
- 複数の都道府県で解体工事を行う場合は、営業所を置かない都道府県であってもそれぞれの都道府県知事の登録が必要です。
- 軽微な工事※に該当しない解体工事を行う者は、建設業法に基づき建設業許可が必要です。

※軽微な工事とは、請負代金の額が500万円未満(税込み)の工事です。ただし、建築一式工事にあつては、請負代金の額が1,500万円未満(税込み)の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事です。

(2) 登録申請書等の入手方法

技術管理課の窓口で配付しています。

千葉県のホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/recycle/recycle/touroku.html>

※千葉県トップページの「サイト内検索」で「解体工事業の登録について」と検索することで、検索結果に上記 URL のページが表示されます。

(3) 登録申請書等の提出先

場 所 千葉県 県土整備部 技術管理課 建設リサイクル推進班

【千葉県庁 中庁舎5階】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-3440

受付時間 月曜日から金曜日(土日、祝日、閉庁日は除く)

午前9時～12時 午後1時～5時(書類審査及び千葉県収入証紙購入の都合上、午後4時30分頃までにお越しください。)

◆申請書等は郵送又は窓口で受け付けています。なお、窓口においては書類の審査をします**ので必ず持参してください。**

(4)申請・記入上の注意

- ① 文字は、パソコンを使用し入力するか、黒インク、黒色ボールペン、カーボン紙等(摩擦等により消える又は見えなくなるものは不可)で、はっきりと書いてください。鉛筆等は使用できません。印刷用紙は、白色用紙(再生紙可)を使用し、感熱紙や色紙は使用しないでください。
- ② 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、住民票等は申請書類提出日時点で現状を反映している発行後3カ月以内の原本を提出してください。
- ③ 住民票等は、個人番号(マイナンバー)の記載がないものを提出してください。
※当課では、個人番号(マイナンバー)の記載された住民票等は、受け取ることができません。
- ④ ・資格証、卒業証書、受講修了証は写しを申請書(正本・副本)に綴じてください。資格証、卒業証書、受講修了証の写しは原本と照合しますので、必ず原本を提出してください。なお、原本は確認後にお返しします。
・卒業証明書等は、原本の提出になります。 正本に原本を、副本に写しを綴じてください。
- ⑤ 代理人が申請や届出等を行う場合は必ず委任状を提出してください。
- ⑥ 押印を求める手続きの見直し等のため、解体工事業に係る登録等に関する省令及び千葉県建設工事に係る資材の再資源化等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、以下の登録申請書類への押印は不要となりました。
[押印が不要となる書類]
 - ・別記様式第1号 解体工事業登録申請書
 - ・別記様式第2号 誓約書
 - ・別記様式第3号 実務経験証明書
 - ・別記様式第4号 登録申請者の調書
 - ・別記様式第6号 解体工事業登録事項変更届出書
 - ・解体工事業廃業等届出書
 - ・建設業許可取得通知書
 - ・委任状
- ⑦ 申請書類等を訂正する場合は、砂消しゴム、修正液等は使用せず、二重線を入れて訂正を行ってください。
- ⑧ 他法令で専任性を求められている技術者を、建設リサイクル法の技術管理者に選任する場合、他法令の欠格要件に該当する場合がありますので注意してください。

2 解体工事業の登録の要件

(1) 登録が拒否される事由(法第 24 条第 1 項)

以下の登録拒否事由に該当する場合、解体工事業の登録はできません。

1. 解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過しない者
2. 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内にその解体工事業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者
3. 解体工事業の事業停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
4. 建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
6. 法人の場合で、その役員の中に上記1～5のいずれかに該当する者がいるとき
7. 法定代理人がいる場合で、その法定代理人が上記1～6のいずれかに該当するとき
8. 技術管理者（法第31条に規定する者）を選任していない者
9. 上記5でいう暴力団員等がその事業活動を支配する者

※下線部分は、平成27年4月1日から登録拒否事由として追加されました。

また、登録拒否事由に該当していなくとも、申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときには、それが故意か過失かを問わず、登録が拒否されますので注意してください。

(2) 技術管理者の選任(法第 31 条)

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、国土交通省令で定める基準に適合する技術管理者を選任しなければなりません。

技術管理者は、解体工事の施工において、分別解体の施工方法の指導・監督、機械操作等に関する指導・監督、建設廃棄物の処理に関する指導・監督、安全管理や周辺環境等、その他関係法令等に従った指導・監督を行います。

(3)技術管理者の基準(解体工事業に係る登録等に関する省令第7条)

次のA～Eまでのいずれかの基準を満たす必要があります。

A 次のいずれかに該当する者

| 学歴の該当 | 必要とする実務経験年数 |
|---|--------------------------|
| 1) 大学で土木工学等 ^{※1} に関する学科を修めて卒業した者 | 卒業後、 解体工事に関し2年以上の実務経験 |
| 2) 高等専門学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者 | |
| 3) 高等学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者 | 卒業後、 解体工事に関し4年以上の実務経験 |
| 4) 中等教育学校 ^{※2} で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者 | |
| 5) 上記以外 | 解体工事に関し8年以上の実務経験 |

※1 土木工学等とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいう。

※2 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

B 次のいずれかの資格を有する者

| 資格の名称 | 根拠法令 |
|---|-------------------|
| 6) 1級建設機械施工管理技士 | 建設業法の定めによるもの |
| 7) 2級建設機械施工管理技士 (種別「第1種」又は「第2種」) | |
| 8) 1級土木施工管理技士 | |
| 9) 2級土木施工管理技士(種別「土木」) | |
| 10) 1級建築施工管理技士 | |
| 11) 2級建築施工管理技士(種別「建築」又は「躯体」) | 建築士法の定めによるもの |
| 12) 一級建築士 | |
| 13) 二級建築士 | 職業能力開発促進法の定めによるもの |
| 14) 1級のとび・とび工の技能検定に合格した者 | |
| 15) 2級のとび又はとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者 | 技術士法の定めによるもの |
| 16) 技術士(2次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者) | |

- C 国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣の登録を受けた講習（登録講習）を受講した者で、次のいずれかに該当する者
 （登録講習の受講者は、Aと比べて必要とする実務経験年数が1年短縮されます。）

| 登録講習の名称 | 登録講習の実施機関 |
|------------|--------------------|
| 解体工事施工技術講習 | 公益社団法人全国解体工事業団体連合会 |

| 学歴の該当 | 必要とする実務経験年数 |
|--|--------------------------|
| 17) 大学で土木工学等 ^{※1} に関する学科を修めて卒業した者 | 卒業後、 解体工事に関し1年以上の実務経験 |
| 18) 高等専門学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者 | |
| 19) 高等学校で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者 | 卒業後、 解体工事に関し3年以上の実務経験 |
| 20) 中等教育学校 ^{※2} で土木工学等に関する学科を修めて卒業した者 | |
| 21) 上記以外 | 解体工事に関し7年以上の実務経験 |

※1及び※2は、Aの表欄外を参照

- D 国土交通大臣の登録を受けた試験（登録試験）に合格した者

| 登録試験の名称 | 登録試験の実施機関 |
|----------------|--------------------|
| 22) 解体工事施工技士試験 | 公益社団法人全国解体工事業団体連合会 |

- E 国土交通大臣が上記A～Dに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

登録講習及び登録試験

- 登録講習及び登録試験を実施する者

公益社団法人全国解体工事業団体連合会

東京都中央区八丁堀4-1-3 TEL 03(3555)2196

株式会社日本解体工事技術協会（平成20年12月31日廃止）

受講修了証や合格証明書は引き続き有効です。再発行等の事務の一部については公益社団法人全国解体工事業団体連合会に引き継がれています。

3 申請手続きについて

(1) 登録の申請【新規】（法第 22 条）

解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければなりません。

- ア 商号、名称又は氏名及び住所
- イ 営業所の名称及び所在地
- ウ 法人である場合は、その役員の氏名
- エ 未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所
- オ 法第 31 条に規定する技術管理者の氏名

※申請書のほか、添付書類が必要となります。

※役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下「取締役等」という。）をいい、相談役、顧問その他名称を問わず、法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る)は該当します。

※平成27年4月1日から、役員の範囲が拡大されました。

(2) 登録の有効期間と更新（法第 21 条第 2 項）

登録の有効期間は5年です。引き続き解体工事業を営む場合は、登録の有効期間が満了する日の60日前から30日前までに更新の申請をお願いします。

更新の申請書類等については、新規登録申請の場合と同じです。

- 5年ごとに登録の更新を受けなければ、有効期間の満了により登録は失効します。再度登録することは可能ですが、新規登録としての申請となるため、登録番号や登録の有効期間が変わります。
- 登録の更新の場合も、登録を拒否する事由に該当していないことが必要です。

(3) 登録申請手数料

| 新規の登録 | 登録の更新 |
|---------|---------|
| 33,000円 | 26,000円 |

- ・千葉県収入証紙での納入となります。

※現金・収入印紙他による納入はできません。

- ・千葉県収入証紙は、千葉県庁中庁舎地下にある売店等で購入できます。
- ・千葉県収入証紙の販売場所及び郵送販売については、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suitou/shoushi/index.html>

- ・登録申請手数料は、登録申請の審査事務に要するものであり、登録を得られなかった場合や登録申請を取り下げた場合であっても還付することはできません。

(4)申請に必要な書類【新規・更新 共通】

留意事項

- ① 提出部数 正本1部
副本1部(正本のコピー可) ※必ず提出してください。
- ② 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、住民票等は申請書類提出日時点で現状を反映している発行後3か月以内の原本を提出してください。
- ③ 住民票等は、個人番号(マイナンバー)の記載が無いものを提出してください。
※当課では個人番号(マイナンバー)の記載された住民票等は受け取ることができません。
- ④ 申請書類等を訂正する場合は、砂消しゴム、修正液等は使用せず、二重線を入れて訂正を行ってください。
- ⑤ 必要に応じて、下記添付書類の他にも提出を求める場合があります。
- ⑥ 「役員」の範囲は、6ページ 11行目 ※印を参照
- ⑦ その他 2ページ「(4)申請・記入上の注意」を参照
- ⑧ 郵送申請の際、受付後に申請書表紙の写しが必要な場合は、返信用封筒を同封してください。

| 申請書 (省令様式) | 添付書類 |
|--|---|
| <p>●解体工事業登録申請書 (別記様式第1号)</p> <p>●誓約書 (別記様式第2号)</p> <p>●登録申請者の調書 (別記様式第4号)</p> <p>※法人の場合は、当該法人を「本人」として、役員全員を「法人の役員」としてそれぞれ調書を作成します</p> <p>※法定代理人がいる場合は、法定代理人の分も作成します</p> <p>*技術管理者が実務経験者の場合</p> <p>●実務経験証明書 (別記様式第3号)</p> <p><u>※資格証、卒業証書、受講修了証は必ず原本を持参してください。</u></p> <p><u>卒業証明書等は、原本の提出になります</u></p> | <p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) ・役員全員の住民票の抄本 <p><個人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主の住民票の抄本 <p><法定代理人がいる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定代理人の証 ・法定代理人が法人の場合は、上記<法人の場合>、個人の場合は上記<個人の場合>に同じ <p><技術管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術管理者の住民票の抄本 <p>*技術管理者が、資格、学卒、講習受講等の基準を含む場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格者 ⇒ 資格証の写し(原本提示) ・学卒者 ⇒ 卒業証書の写し(原本提示) 又は卒業証明書(原本提出) ・講習受講者 ⇒ 受講修了証の写し (原本提示) |

(5)申請してから登録まで

- ① 申請を受け付ける際には、形式的な書類審査を行います。添付書類や記載内容等、審査に必要な要件が揃っている場合は受け付けますが、窓口においては必要に応じて補正を求めることがあります。なお、郵送提出の場合は書類を返送します。
- ② 受付後の審査の結果、登録拒否の事由に該当することが判明した場合は、登録を拒否します。
- ③ 申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、登録を拒否します。また、不正の手段によって登録を受けた者は、処罰の対象となります。
- ④ 千葉県知事の登録の場合、登録申請の審査に係る標準的な処理期間は、特に補正の必要がない限り、28日間（土日、祝日、閉庁日を除く）です。
- ⑤ 登録に係る通知は、特定記録郵便で申請者に直接郵送します。登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、必ず両方の所在地を申請書に記入してください。
- ⑥ お預かりした申請書の副本は、後日、登録通知書とともに申請者へお返しします。
- ⑦ 代理人が申請書を提出する場合は、必ず委任状を添付してください。

4 登録後、必要に応じて行う手続等

(1) 登録事項に変更が生じた場合(法第 25 条)

解体工事業の登録を受けた者は、下表の変更内容の欄に掲げる事項に変更があった場合、その日から30日以内に解体工事業登録事項変更届出書(別記様式第6号)に必要な書類を添付して届出をしてください。

留意事項

- ① 提出部数 正本1部
副本1部(正本のコピー可) ※必ず提出してください。
- ② 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、住民票等は届出書類提出日時点で現状を反映している発行後3か月以内の原本を提出してください。
- ③ 住民票等は、個人番号(マイナンバー)の記載が無いものを提出してください。
※当課では個人番号(マイナンバー)の記載された住民票等は受け取ることができません。
- ④ 申請書類等を訂正する場合は、砂消しゴム、修正液等は使用せず、二重線を入れて訂正を行ってください。
- ⑤ 変更届の提出に手数料は不要です。
- ⑥ 「役員」の範囲は、6ページ 11行目 ※印を参照
- ⑦ その他 2ページ「(4) 申請・記入上の注意」を参照
- ⑧ 郵送申請の場合は、受付後に届出書の副本を返送するため、返信用封筒(レターパック等の追跡機能があるものを推奨)を同封してください。

| 変更内容 | 添付書類 |
|---|--|
| ① 商号、名称又は氏名及び住所 <u>※個人から法人に変更する場合は、個人登録を廃業し、法人の新規申請が必要</u> | <法人の場合> ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) <個人の場合> ・住民票の抄本 |
| ② 営業所の新設、廃止、名称及び所在地 | 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項全部証明書) ※商業登記をしている場合 |
| ③ 役員の氏名 | ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項全部証明書) ・誓約書(別記様式第2号) ・登録申請者の調書(別記様式第4号) ・役員の住民票の抄本 |

| 変更内容 | 添付書類 |
|---------|---|
| ④ 法定代理人 | <ul style="list-style-type: none"> ・新法定代理人であることの証 ・誓約書（別記様式第2号） <個人の場合> ・登録申請者の調書（別記様式第4号） ・住民票の抄本 <法人の場合> ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・役員全員の住民票の抄本 ・登録申請者の調書（別記様式第4号） 当該法人及び役員全員のもの ・法定代理人の変更の他、法定代理人として登録申請した①～③に変更があった場合、それぞれ必要な書類 |
| ⑤ 技術管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の抄本 ・技術管理者の基準を証する書類 資格証の写し（原本提示） 実務経験証明書（別記様式第3号） 等 |

(2) 廃業等をした場合（法第27条）

解体工事業の登録を受けた者が、次ページの表の廃業等の理由の欄に掲げる事由により廃業した場合は、**30日以内**に解体工事業廃業等届出書（千葉県建設工事に係る資材の再資源化等に関する規則第2号様式）に必要な書類を添付して届出をしてください。

留意事項

- ① 提出部数 **正本1部**
副本1部(正本のコピー可) ※必ず提出してください。
- ② **商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書等は届出書類提出日時点で現状を反映している発行後3か月以内の原本を提出してください。**
- ③ 廃業届に手数料は不要です。
- ④ その他 2ページ「(4)申請・記入上の注意」を参照。
- ⑤ 郵送申請の場合は、受付後に届出書の副本を返送するため、返信用封筒（レターパック等の追跡機能があるものを推奨）を同封してください。

